

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を下記の  
とおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）6 月 5 日提出

柏崎市長 櫻井 雅浩

記

新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例

新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 3 号）  
の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下  
「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。  
次条において同じ」に改める。

第 23 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同  
条第 1 項中「部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休  
業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定  
する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を  
除く。以下この条及び次条において同じ。）にあっては、当該非常勤  
職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「  
育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1  
項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」  
に改め、同条第 2 項中「勤務しない職員」の次に「（非常勤職員を除  
く。）」を加え、「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第  
3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4

条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第23条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第23条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第23条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第23条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 24 条中「部分休業」を「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業」に改める。

第 25 条中「部分休業」を「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業」に、「第 24 条」を「前条」に改める。

第 26 条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第 26 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）

第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例第 23 条の 4 の規定の適用については、同条例第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条例第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。



## 新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月27日条例第3号）

改正後	改正前
(部分)休業をすることができない職員)	(部分)休業をすることができない職員)
<b>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</b>	<b>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</b>
(1) (略)	(1) (略)
(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）	(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務職員等）といふ。）を除く。）
(第1号部分休業の承認)	(部分)休業の承認)
<b>第23条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条及び次条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</b>	<b>第23条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条及び次条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</b>
2 新潟県柏崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第27号）第11条第1項第8号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日ににつき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けた勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	2 新潟県柏崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第27号）第11条第1項第8号の規定による特別休暇又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業を除く。）にあっては、1日ににつき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けた勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日ににつき、当該非常勤職員について1日ににつき定められた勤務時間から5時間を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が新潟県柏崎市臨時職員等に関する規則（平成13年規則第2号。以下「臨時職員等規則」という。）第21条の2第2項第1号の規定による年次有給休暇以外の休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日ににつき、当該非常勤職員について1日ににつき定められた勤務時間から5時間を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が新潟県柏崎市臨時職員等に関する規則（平成13年規則第2号。以下「臨時職員等規則」という。）第21条の2第2項第1号の規定による年次有給休暇以外の休暇又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合には、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

	改正後	改正前
<b>第23条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができます。</b>		
(1) <u>1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき</u> 当該勤務時間の時間数		
(2) <u>第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき</u> 当該残時間数		
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)		
<b>第23条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</b>		
(育児休業法第19条第2項の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)		
<b>第23条の4 育児休業法第19条第2項の人事院規則で定める時間は、毎年4月1日までとする時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</b>		
(1) <u>非常勤職員以外の職員</u> 77時間30分		
(2) <u>非常勤職員</u> 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間		
(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)		
<b>第23条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</b>		
(部分休業をしている職員の給与の取扱い)		
<b>第24条 職員（臨時職員等規則第2条第2号に規定する非常勤職員を除く。）が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定す</b>		
(部分休業をしている職員の給与の取扱い)		
<b>第24条 職員（臨時職員等規則第2条第2号に規定する非常勤職員を除く。）が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定す</b>		

改正後	改正前
<p>る勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(部分)休業をしている非常勤職員の報酬又は給料の取扱い)</p> <p><b>第25条</b> 非常勤職員（臨時職員等規則第2条第2号に規定する非常勤職員をいう。）が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務する場合には、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「給与条例第13条」を「新潟県柏崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第17号。以下「報酬条例」という。）第4条」と、「給与条例第17条」を「報酬条例第3条」と、「勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を」を「勤務1時間当たりの報酬又は給料を減額して報酬又は給料を」と読み替えて適用する。</p> <p>(部分)休業の承認の取消事由)</p> <p><b>第26条</b> 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</p>	<p>する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(部分)休業をしている非常勤職員の報酬又は給料の取扱い)</p> <p><b>第25条</b> 非常勤職員（臨時職員等規則第2条第2号に規定する非常勤職員をいう。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第24条の規定を準用する。この場合において、同条中「給与条例第13条」を「新潟県柏崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第17号。以下「報酬条例」という。）第4条」と、「給与条例第17条」を「報酬条例第3条」と、「勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を」を「勤務1時間当たりの報酬又は給料を減額して報酬又は給料を」と読み替えて適用する。</p> <p>(部分)休業の承認の取消事由)</p> <p><b>第26条</b> 第14条の規定は、部分休業について準用する。</p>